

令和6年度 瑞雲こども園職員 自己評価表について

園の基本姿勢について（5項目）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則（47項目）

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

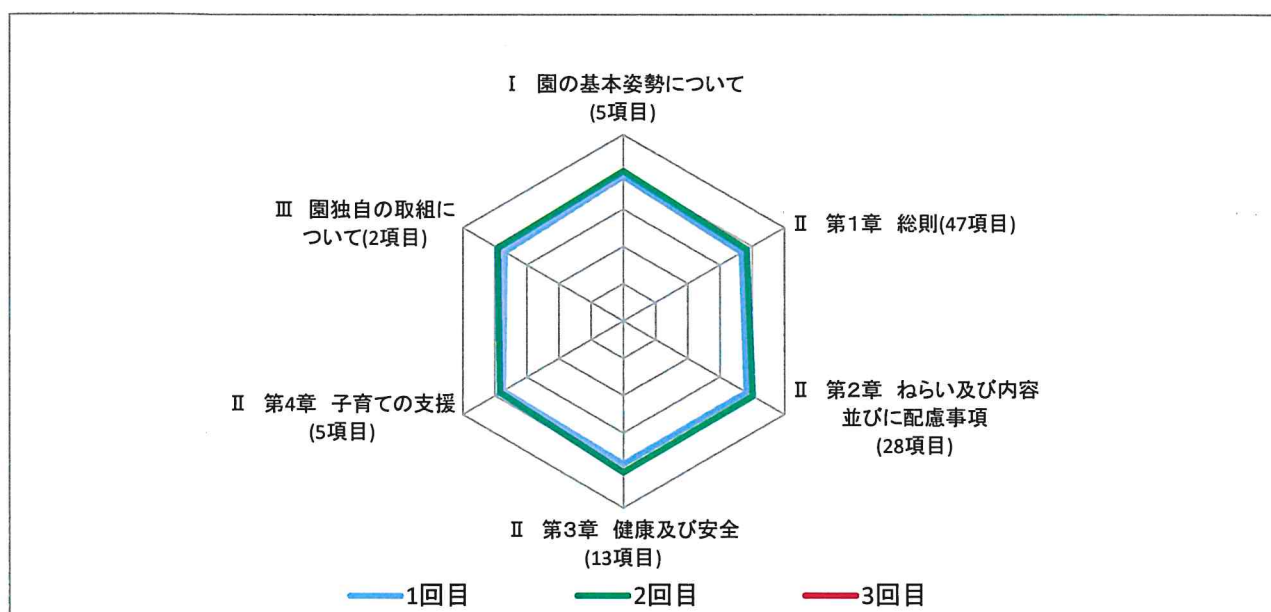
第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項（28項目）

第3章 健康及び安全（13項目）

第4章 子育ての支援（5項目）

園独自の取り組みについて（2項目）

以上、100項目を自己評価し、今年度の反省をもとに次年度の改善内容を検討していきます。



今回の評価が低かった 3 項目についてお知らせします。

Q7「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）第 2 条第 7 項に規定する目的及び第 9 条に掲げる目標を知っている。

改善策→第 7 条この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることが出来る環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援を行っていく。子どもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長していけるようにする。

Q15 認定こども園において、生きる力の基礎を育むため、認定こども園の教育及び保育の基本を踏まえ、一体的に育むよう努める資質・能力の 3 本の柱を知っている。

改善策→3 本の柱とは ・知識及び技能の基礎
・思考力・判断力・表現力の基礎
・学びに向かう力、人間性等

活動や何気ない日常のやり取りの中でも 3 本の柱を意識して子どもたちへの言葉がけや環境の設定を工夫していくよう考えていく。

Q24 認定こども園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき保育教諭等職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら全体的な計画や指導の改善を図っている。

改善策→クラスごとの保育の内容については年間指導計画の手引きを元に、計画を立てている。保育者同士の連携を強化していくために、報連相を徹底する、相手を尊重する、共通意識を持つことを心掛けていく。保育の指導の改善については、主幹保育士が主に担っているが、現場の雰囲気やクラスの現状を把握しきれない場合もあるので、各クラスで話し合いの時間を設けていく、職員会議の時間に困り感を共有して、他クラスの職員からも助言をもらうなどの工夫をして 1 人で悩まないよう園全体として考えていける環境を作っていく必要がある。

全 体 評 価	園 長	北沢道子		副 園 長	梶浦邦康		保育 サー ビス 委員 会 責任 者	稲垣美里	
------------------	--------	------	---	-------------	------	---	--------------------------------------	------	---